種子に関する法律の制定を求める意見書

「主要農作物種子法」は1952年当時、戦後間もない状況下で慢性的な食料不足に悩まされる中、食料不足を防ぎ、国民の基礎的食料である米、麦、大豆の優良な種子の生産と普及を進める観点から作られた法律である。しかし、同法は民間企業の品種開発意欲を阻害しているなどとして廃止となってしまった。

種子は食と農を支える根幹であり、国の安全保障の問題でもあり、公共の資産とも言える。このような種子の重要性を十分に認識せずに同法が廃止されたことに伴い、種子の重要性を認識している各地の道県が独自に種子の安定的な供給等に関する条例を制定している。また、政府は、食料・農業・農村基本法の制定後四半世紀を経て、基本法を改正し、「食料安全保障の確保」を重要な柱の一つと位置づけたが、種子が食料安全保障を確保する上で極めて重要な基盤であることは言うまでもない。こうしたことから、種子の生産と普及を進めるための法律が必要不可欠なことは明らかである。

よって、本市議会は、政府に対し、「公的新品種育成促進法案」(農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進に関する法律案)及び「ローカルフード法案」(地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案)等を早急に制定することを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月25日

 内閣総理大臣

 総務大臣

 農林水産大臣

 衆議院議長

 参議院議長

座間市議会議長 荻 原 健 司